

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和4年7月8日（金）午前9時30分～午前10時

2. 開催場所

矢掛町農村環境改善センター 2階 農業研修室

3. 出席委員 15名

農業委員 8名			農地利用最適化推進委員 7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	阿部 泰博	出
2番	石井 博	出	美川地区推進委員	守屋 弘旨	出
3番	妹尾 吉高	欠	三谷地区推進委員	田邊 穂積	出
4番	竹内 義男	出	山田地区推進委員	門野 竹志	出
5番	三好 伸夫	出	川面地区推進委員	池田 信夫	出
6番	坪井 幹子	出	中川地区推進委員	奥村 明美	出
7番	山部 智裕	出	小田地区推進委員	妹尾 行恭	出
8番	池田 喬	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第21号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第22号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第23号 農用地利用集積計画書（No.171）（案）の決定に対する意見について
（農地中間管理権の設定に関するもの）

5. 議案の内容 別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から令和4年度第4回農業委員会総会を開催します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会場の換気を行っています。会場出入口には消毒液を設置し、体温計による検温を行っていただいております。皆様にはマスクの着用をお願いしております。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、円滑な議事進行にご協力をお願いします。</p>
議 長	<p>本日は、妹尾吉高委員が欠席です。過半数の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、7番 山部委員と、8番 池田委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第21号から議案第23号の3議案です。</p>
議 長	<p>議案第21号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、4件議題とします。事務局から説明します。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>以上4件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号12番につきまして、地元農業委員の意見を申し上げます。</p>
4 番 委 員	<p>確認しました。譲受人は適切に耕作できると思います。問題ありません。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号12番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、事案番号12番につきましては、許可と決定します。</p>
議 長	<p>事案番号13番につきましては、竹内委員の自己に関することであり、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで竹内委員の退席</p>

	<p>をお願いします。</p> <p>(午前9時39分 竹内委員 退席)</p> <p>では、担当農業委員の意見をお願いします。</p>
8番委員	<p>譲渡人と譲受人で合意しています。譲受人は適切に管理できるものと思います。問題ありません。</p>
議長	<p>担当農業委員から意見がありました。事案番号13番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議がありませんので、事案番号13番につきましては、許可と決定します。</p> <p>(午前9時40分 竹内委員 復席)</p>
議長	<p>事案番号14番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
1番委員	<p>譲受人は、無農薬のハーブを作られるとのことですが、無農薬のハーブということで、近所の方が草と勘違いされないか個人的に少し心配しています。譲受人は他の場所でもハーブの栽培をされているので、適切に管理していただけたら問題ないと思います。</p>
議長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号14番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議がありませんので、事案番号14番につきましては、許可と決定します。</p>
議長	<p>事案番号15番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
1番委員	<p>申請地は譲受人の自宅のすぐ北側です。譲受人は適切に管理できると思います。問題ありません。</p>
議長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号15番につきまして、他に意見は</p>

各委員 議長	<p>ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がありませんので、事案番号15番につきましては、許可と決定します。</p>
議長 事務局	<p>議案第22号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、1件議題とします。事案番号4番につきましては、竹内委員の自己に関することであり、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで竹内委員の退席をお願いします。</p> <p>(午前9時44分 竹内委員 退席)</p> <p>では、事務局から説明します。</p> <p>(議案朗読説明)</p>
	<p>事案番号4番は、第1種農地ですが、農地法施行規則第33条の第1種農地の例外許可規定「集落接続」に該当します。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号4番につきまして、担当農業委員の意見ををお願いします。</p>
8番委員	<p>現地確認を行いました。被害防除計画書のとおり、排水、周辺農地への影響等、特に問題ないと思います。</p>
議長	<p>担当農業委員から意見がありました。事案番号4番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議がありませんので、事案番号4番につきましては、許可と決定します。</p> <p>(午前9時48分 竹内委員 復席)</p>

議 長	議案第23号 矢掛町農用地利用集積計画書（No. 171）（案）の決定に対する意見について、事務局から説明します。
事 務 局	<p>議案第23号については、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて農地の貸借を行う案件であります。公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。</p> <p>（計画の内容について説明）</p>
議 長	議案第23号につきまして、意見等をお願いします。
各 委 員	（異議なし）
議 長	異議がありませんので、議案第23号について、「異議なし」と決定します。
議 長	次に4. 各種報告について確認します。
議 長	<p>（1）利用目的の変更届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。</p>
三谷地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
山田地区 推進委員	事案番号2番について、確認しました。問題ありません。
議 長	<p>（2）農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。</p>
矢掛地区 推進委員	事案番号1番から3番について、確認しました。問題ありません。
議 長	<p>（3）農地転用の工事完了報告について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。</p>
8 番 委 員	川面地区について、確認しました。報告どおり完了しています。

2 番委員	中川地区, 小田地区について, 確認しました。報告どおり完了しています。
議 長	<p>(4) 農地転用の工事進捗状況報告について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。</p>
8 番委員	川面地区について, 確認しました。事務所は令和4年12月頃に完成予定とのことです。
議 長	<p>以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。</p>